

番号	1. 再発防止策の公表
項目	今回の対応の経緯を調査し、公正な第三者機関による検証結果を公表すること。 (回答) 今回の対応の経緯につきまして、住之江区役所生活支援課において関係職員へ聞き取りを行いました。 今回のご本人との面接につきましては、関係職員が生活保護に必要な事項を確認し、生活保護再開後の生活について助言を行うことを目的として実施したものととなります。 保護停止期間の確認をする必要があることから、関係職員はいつ逮捕されたかの事実の確認を行いました。ただし、報道にあるような「手錠をかけられた」という表現はしていないことを確認しております。 居宅生活が困難な方に対しましては、救護施設への入所についての助言指導を行うことがあります。そのため、ご本人にとって、自立をめざすためにより必要なケアを受けられる環境が重要であるとの考えから、関係職員は、生活の場として救護施設についての助言や扶養義務者からの援助の確認を行いました。なお、生活保護の申請については、受付をしております。 今回の対応は、生活保護に必要な聞き取りを行うためのものであり、また生活保護の目的である自立を助長するためのものと考えておりますが、面接では、立ち入った確認を行うこともあるため、相手の立場に立った、より親切で丁寧な対応を行うよう今後も指導してまいります。
担当	住之江区役所生活支援課 電話：06-6682-9872

番号	2. 生活保護行政における人権尊重の徹底
項目	・生活保護申請者への適切な対応を徹底し、今後このような事案が発生しないよう、全職員に対する人権研修を強化すること。
(回答) 住之江区役所といたしましては、毎年、市民局から提供されている資料を活用した所属研修として人権研修を実施しており、全職員が受講しています。 加えて、住之江区役所生活支援課といたしましては、面接対応などについての研修も今後取り入れ、引き続き人権意識の向上に努めてまいります。	
担当	住之江区役所生活支援課 電話：06-6682-9872

番号	2. 生活保護行政における人権尊重の徹底
項目	・申請者が不当な対応を受けた場合に適切に救済を求められるよう、第三者機関の設置や監視体制の強化を行うこと。
(回答) 生活保護の相談においては、個々のプライバシーに立ち入ったことを聴取する場合もあることから、常にプライバシーに配慮したきめ細やかな対応が必要とされております。 また、生活保護実施の態度として「生活保護法、実施要領等の遵守に留意すること。」「被保護者の立場を理解し、そのよき相談相手となるようにつとめること。」等が求められています。これらを踏まえ、生活保護に従事する職員には、適切な対応となるような研修等を実施しております。 さらに、福祉局では、各実施機関（区保健福祉センター）における生活保護事務について監査を実施し、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助を行っております。	
担当	福祉局生活福祉部保護課（査察指導グループ） 電話：06-6208-8014

番号	3. 生活保護の適正な運用と「水際作戦」の根絶
項目	・生活保護の申請を拒否したり、心理的圧力をかけたりする「水際作戦」を厳格に禁止すること。 ・申請者の権利を守るための明確なガイドラインを設け、広く周知すること。
(回答) 生活保護は国の事務ですが、法定受託事務として生活保護法（以下「法」といいます。）や「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日 厚生省発社第 123 号 厚生事務次官通知）（以下「実施要領」といいます。）等に基づき、自治体により実施しております。 実施要領において「生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと」とされています。生活保護の相談があった場合、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を行うとともに、生活保護制度の説明を行い、申請の意思を確認しています。保護の申請の意思を確認した場合には、申請書を交付したうえで、申請書が提出されれば受理しています。その後、審査を行い、原則 14 日以内に保護の決定を行っております。 生活保護の申請を含めた保護の実施に関する取扱いについては、受付面接担当者やケースワーカー等の資質向上のため、法や実施要領等に基づいた研修を実施しております。今後も適正な保護の運営が行われるよう努めてまいります。	
担当	福祉局生活福祉部保護課（査察指導グループ） 電話：06-6208-8014